

## 所管事務調査

### 「子ども家庭支援センターと児童相談所の関わりについて」

#### 1 子ども家庭支援センター

子育てに関する相談および事業を通じて、子どもおよびその家庭を支援することにより、区民が安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を図る。

##### (1) センターの概要

住 所：品川区二葉1-7-15

延床面積：約440㎡

施 設：事務室、相談室（3室）、会議室、プレイルーム ほか



(外観)



(プレイルーム)



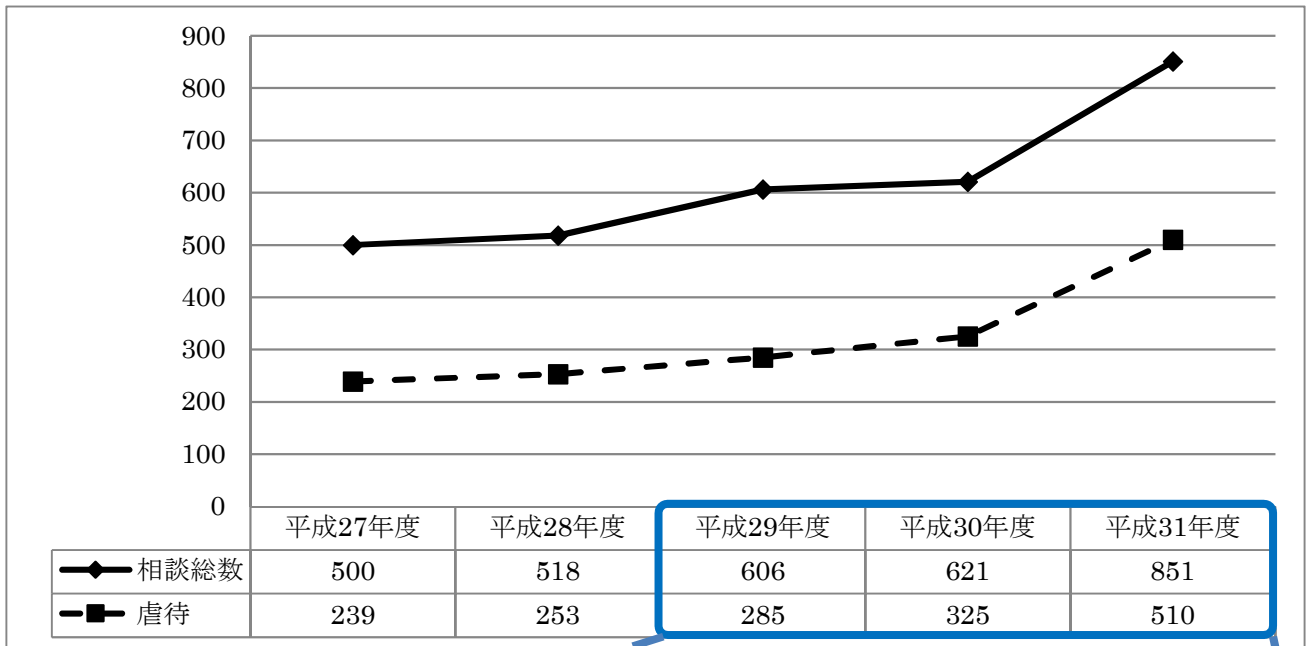
(相談室)



(エントランス)

(2) 子どもに関する相談事業

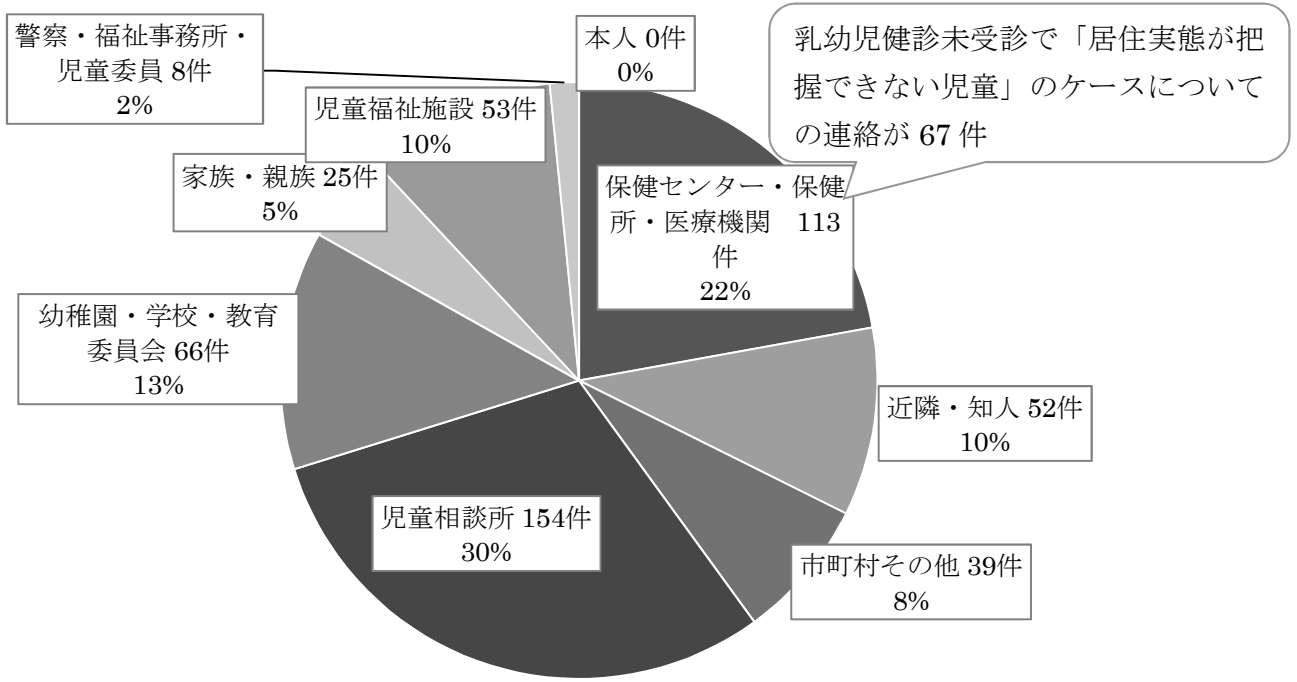
① 相談件数の推移



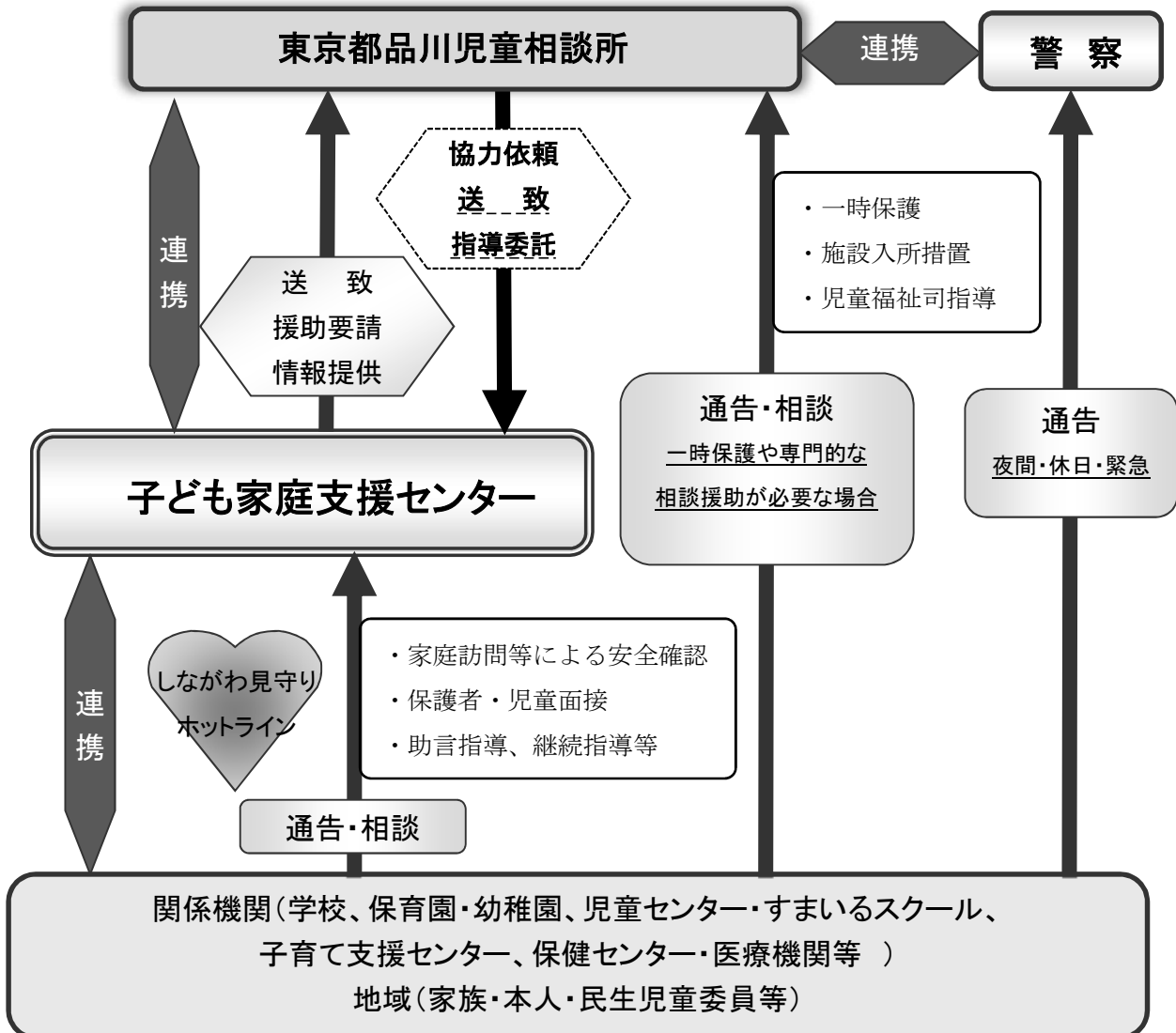
相談種別		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
養護相談	児童虐待相談／性的虐待	0	285	0	325	1(0)	510
	児童虐待相談／身体的	37(1)		103(23)		155(39)	
	児童虐待相談／心理的	96(20)		105(16)		217(9)	
	児童虐待相談／ネグレクト	152(65)		117(41)		137(62)	
	( )内は虐待非該当再掲 *1	(86)		(80)		(110)	
	その他(養育困難)	81		93		121	
保健相談		0		0		0	
障害相談		1		5		5	
非行相談／ぐ犯行為等相談		7		2		11	
育成相談	不登校相談	0		2		5	
	性格行動相談	79		62		78	
	育児・しつけ相談	148		129		120	
	適性相談	2		1		0	
その他の相談		3		2		1	
計		606		621		851	

\*1 虐待相談の( )内の数字は、調査、対応の結果、虐待非該当

② 虐待相談の通告・連絡経路 (平成31年度 新規受理510件)



③ 児童虐待対応の流れ



#### ④ 要保護児童対策地域協議会

##### 【第1層】品川区虐待防止ネットワーク推進協議会（代表者会議）

「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」が要保護児童対策地域協議会の全体会を兼ねる。

##### 【第2層】協議会地域分科会（実務者会議）

身近な地域のきめ細かな子育てネットワークの構築をめざし、13 地域ブロックごとに、地域子育て支援拠点である児童センターが協議会地域分科会を開催。

##### 【第3層】協議会ケース会議（個別ケース検討会議）（適時開催）

要保護児童に関する個別具体的な支援のために関係機関との密接な連携を要する場合に、実務関係者が集まって開催。

##### 【要保護児童対策調整機関（子ども家庭支援センター）】

関係機関との連携調整を目的として、「児童虐待防止会議」「虐待ケース進行管理会議」を定期的に行う。関係機関との総合的な連絡調整、および児童虐待ケースの進行管理を行う。

このほか、品川区民生委員協議会とも連携し、主任児童委員部会の事務局を担い、13 地区の主任児童委員と定期的に情報共有を実施。

##### ・児童虐待防止会議（PCAN）

各関係機関より虐待等の要保護児童の報告、および対応方法の検討を行う。

##### ・虐待ケース進行管理会議（PCAN2）

品川児童相談所と子ども家庭支援センターで受理対応している虐待相談全ケースの進行管理を行う。

##### ・主任児童委員部会（民生委員協議会主催）

子ども家庭支援センターが主任児童委員部会の事務局を担い、品川区民生委員協議会と連携し、13 地区の主任児童委員と活動報告や情報交換を通じて、定期的に情報共有を実施。

#### (3) 子育てに関する事業

##### ① 子育て支援センター事業

- 子育て相談
- 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
- ひろば事業、親子交流事業
- 養育支援訪問事業
- 育児支援ヘルパー派遣事業

##### ② ネットワーク事業（子育て期）

- 子育てネットワーク相談
- 産後の家事育児支援訪問費助成事業

## 2 児童相談所

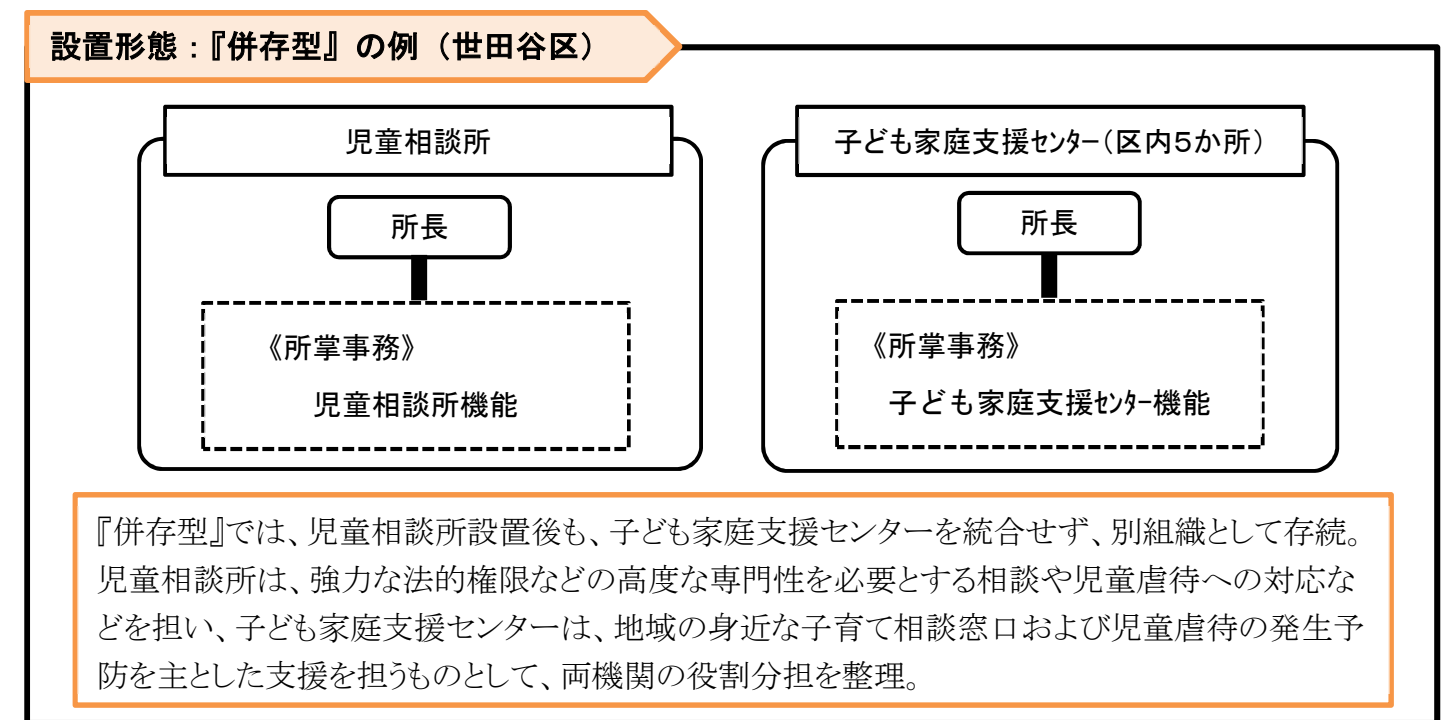
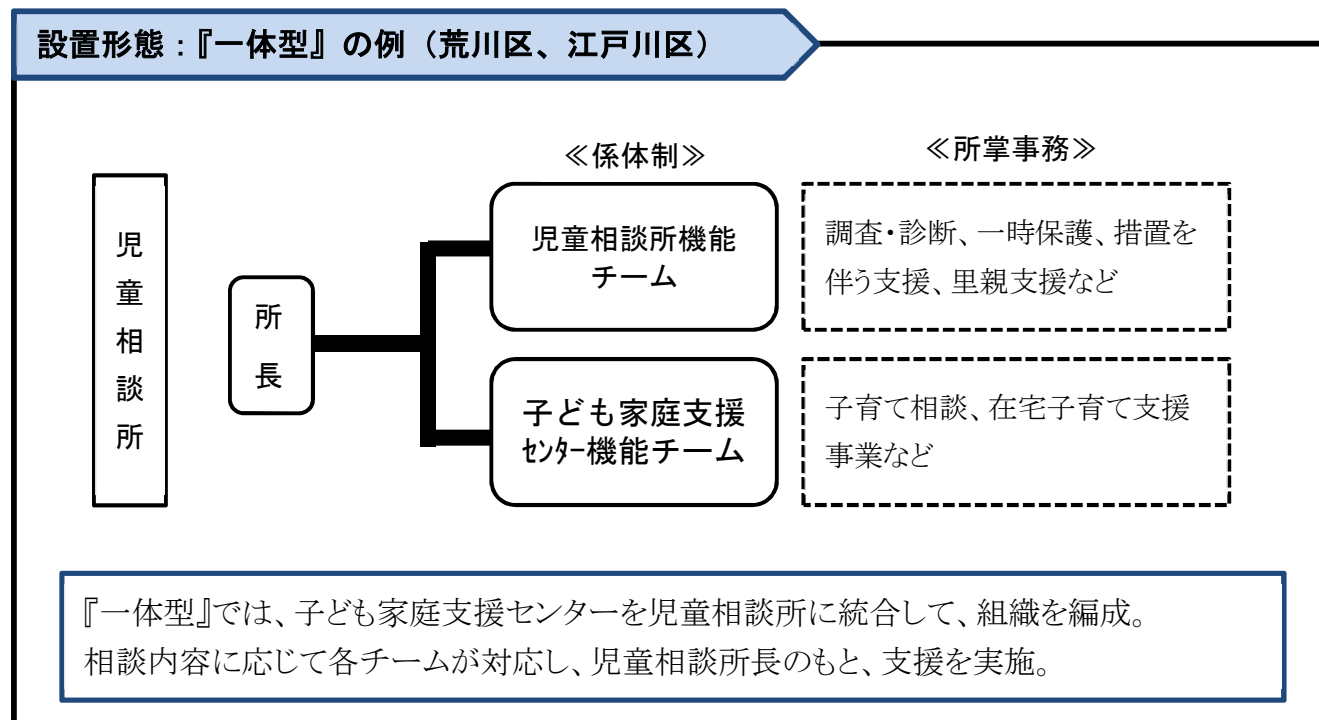
児童相談所は、児童福祉法を根拠として設置される行政機関であり、子ども本人・家族・学校・地域などからの相談に応じ、子どもが有する問題または子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的とする。

### (1) 児童相談所の主な業務

- ① 18歳未満の子どもについてのあらゆる相談（本人、家族、学校、地域の方々などから）
- ② 愛の手帳（療育手帳）の判定
- ③ ソーシャルワーカーや心理士、医師などの専門スタッフによる支援
- ④ 家族関係を再構築するための親子への支援
- ⑤ 里親への委託や児童養護施設等への入所に関する手続き
- ⑥ 地域や関係機関との連携による児童虐待防止の取組み
- ⑦ 一時保護（原則2カ月以内）

### (2) 児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担

区が児童相談所を設置した際は、児童相談所と子ども家庭支援センターの役割を明確にして業務分担を行うことで、両機関がよりスムーズに連携できる体制の構築を目指す。



一体型	特徴	併存型
相談窓口が1つであるため、区民にとってわかりやすい。	<b>相談のしやすさ</b>	相談者が相談窓口（児童相談所か子ども家庭支援センターか）を選ぶことができる。
介入に対する保護者への抵抗感が、支援の実施に影響を及ぼす恐れがある。	<b>支援のしやすさ</b>	複数の機関が存在することにより、相談者と行政とのつながりが途切れにくい。
同一組織であるため、職員間のコミュニケーションがとりやすい。	<b>連携のしやすさ</b>	両組織の連携により、児童相談所は「介入」、子ども家庭支援センターは「支援」など、役割を明確にした保護者へのアプローチを行いやすい。
子どもに関するあらゆる相談に対応するため、組織全体の業務量が多くなる。	<b>業務量</b>	両組織の役割分担により、業務量に偏りが生じる可能性がある。